

令和元年9月3日

指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の長 様
指定介護予防通所介護相当サービス事業所の長 様
指定訪問型基準緩和サービス事業所の長 様
指定通所型基準緩和サービス事業所の長 様
指定居宅介護支援事業所の長 様
新潟市地域包括支援センターの長 様

新潟市長 中原 八一
(担当：地域包括ケア推進課)

新潟市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防相当サービス、基準緩和サービスに係る改正点等について（通知）

令和元年5月8日付け厚生労働省事務連絡「令和元年度地域支援事業実施要綱等の改正点について」において、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価の改正（消費税率引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定）等が示されました。本市においても下記のとおり、基本単位数の引上げや加算の創設などの改正を10月1日付けで行いますので通知します。

記

1. 介護予防訪問介護相当サービス費、介護予防通所介護相当サービス費における単価の改正及びサービス費の算定におけるサービス種類コードの変更について

別紙（「地域支援事業の実施について」の一部改正について 抜粋）のとおり、従前相当サービス費について、基本単位数が引上げられるとともに、新たに介護職員等特定処遇改善加算が創設されます。この新たな加算項目が追加されたことにより、現在新潟市が使用しているサービス種類コード（独自／定率（A3,A7））での加算項目の設定、同サービス種類コードを使用しての請求事務が不可能となります。このため、新潟市の介護予防相当サービスについて、単価の改正とともに、国が定めるサービス種類コード（独自（A2,A6））に変更します。これにより、月額包括単価及び1回当たりの単価は国が定める上限額とします。

(1) 基本単位数の変更

ア 介護予防訪問介護相当サービス

区分	現在 (サービス種類コード：A3)		変更後 (サービス種類コード：A2)	
	月の利用回数	算定に用いる単価	月の利用回数	算定に用いる単価
週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	1～4回	1回当たり単価 292 単位/回	1～3回	1回当たり単価 267 単位/回
	5回以上	月額包括単価 1,168 単位/月	4回以上	月額包括単価 1,172 単位/月
週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	1～8回	1回当たり単価 291 単位/回	1～7回	1回当たり単価 271 単位/回
	9回以上	月額包括単価 2,335 単位/月	8回以上	月額包括単価 2,342 単位/月
週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	1～12回	1回当たり単価 308 単位/回	1～11回	1回当たり単価 286 単位/回
	13回以上	月額包括単価 3,704 単位	12回以上	月額包括単価 3,715 単位/月

イ 介護予防通所介護相当サービス

区分	現在 (サービス種類コード：A7)		変更後 (サービス種類コード：A6)	
	月の利用回数	算定に用いる単価	月の利用回数	算定に用いる単価
要支援1・事業対象者	1～4回	1回当たり単価 411 単位/回	1～3回	1回当たり単価 380 単位/回
	5回以上	月額包括単価 1,647 単位/月	4回以上	月額包括単価 1,655 単位/月
要支援2(・事業対象者)	1～8回	1回当たり単価 422 単位/回	1～7回	1回当たり単価 391 単位/回
	9回以上	月額包括単価 3,377 単位/月	8回以上	月額包括単価 3,393 単位/月

(2) 加算項目の新設

ア 介護予防訪問介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数×63/1000

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数×42/1000

イ 介護予防通所介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数×12/1000

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数×10/1000

※介護職員等特定処遇改善加算の算定要件については、別紙（「地域支援事業の実施について」の一部改正について 抜粋）のほか、国通知（平成 31 年 4 月 12 日付け老発 0412 第 8 号「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）等をご覧ください。

2. 訪問型基準緩和サービス費、通所型基準緩和サービス費における単価の改正について

基準緩和サービスについても、国の基本単位数の引上げ率と同率で単位数の引上げを行います。

(1) 訪問型基準緩和サービス

区分	現在 (サービス種類コード：A4)		変更後 (サービス種類コード：A4)	
	月の利用回数	算定に用いる単価	月の利用回数	算定に用いる単価
週 1 回程度の訪問型サービスが必要とされた者	1～3 回	1 回当たり単価 243 単位/回	1～3 回	1 回当たり単価 244 単位/回
	4 回以上	月額包括単価 972 単位/月	4 回以上	月額包括単価 975 単位/月
週 2 回程度の訪問型サービスが必要とされた者	1～7 回	1 回当たり単価 242 単位/回	1～7 回	1 回当たり単価 243 単位/回
	8 回以上	月額包括単価 1,938 単位/月	8 回以上	月額包括単価 1,944 単位/月
週 2 回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	1～11 回	1 回当たり単価 256 単位/回	1～11 回	1 回当たり単価 257 単位/回
	12 回以上	月額包括単価 3,074 単位	12 回以上	月額包括単価 3,084 単位/月

(2) 通所型基準緩和サービス

区分	現在 (サービス種類コード：A8)		変更後 (サービス種類コード：A8)	
	月の利用回数	算定に用いる単価	月の利用回数	算定に用いる単価
要支援 1・事業対象者	1～3 回	1 回当たり単価 332 単位/回	1～3 回	1 回当たり単価 334 単位/回
	4 回以上	月額包括単価 1,330 単位/月	4 回以上	月額包括単価 1,336 単位/月
要支援 2（・事業対象者）	1～7 回	1 回当たり単価 341 単位/回	1～7 回	1 回当たり単価 343 単位/回
	8 回以上	月額包括単価 2,728 単位/月	8 回以上	月額包括単価 2,741 単位/月

※基準緩和サービスは引き続き独自/定額（A4,A8）コードを使用します。

3. 介護予防相当サービス、基準緩和サービスのサービスコード表、単位数マスタについて

上記の改正を反映した令和元年10月のサービス提供分から使用する本市のサービスコード表については、別添のとおりです。本市ホームページにも近日中に掲載します。また、請求ソフト等に取り込むための単位数マスタについては、国保連合会からのマスタが届き次第作成し、本市ホームページに掲載します。(別途ご連絡します)

※ホームページ掲載場所：トップページ—健康・医療・福祉—介護—事業者向け情報—介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）—新潟市総合事業サービスコード

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousyatop/sougoujigyou/servicecode.html>

なお、令和元年9月サービス提供分以前の請求については、従前のサービスコードを使用してください。

4. その他

- ・この度の単価改正に係る新潟市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正を行います。要綱は本市ホームページに近日中に掲載します。
- ・この通知に係る質問等についてはメールまたはFAXにてお願いします。多く寄せられた質問項目についてはQ&Aとしてまとめ、共有させていただく場合があります。
- ・「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」について、これまで当課より毎月該当事業所へ郵送させていただいておりましたが、令和元年10月サービス提供分からは、介護給付の訪問介護や通所介護等と同様に、国保連合会より通知されます。

以上

新潟市福祉部地域包括ケア推進課

担当：長谷川 創はせがわ そう

TEL：025-226-1281

FAX：025-222-5531

E-mail：houkatsucare@city.niigata.lg.jp